

局長表彰・大臣表彰・褒章・叙勲関係基準早見表

海事関係事業〔海運関係事業、船舶関係事業、船員関係事業、港湾関係事業（倉庫業、港湾運送業）〕

功勞種別等	栄典種別	褒章			叙勲
		黄綬褒章	藍綬褒章	褒章	
基準日（表彰日）	北海道運輸局長表彰 毎年7月1日	国土交通大臣表彰 毎年7月1日	黄綬褒章 春4月29日 秋11月3日	藍綬褒章 春4月29日 秋11月3日	叙勲 春4月29日 秋11月3日
提出期限①本局総務課 ②本省原局 ③官房人事課	毎年4月1日 ①毎年4月1日 ②―― ③――	①毎年3月1日 ②毎年4月1日 ③毎年5月1日	①春7月15日 ②春8月15日 ③春9月15日	①春7月15日 ②春8月15日 ③春9月15日	①春8月15日 ②春9月15日 ③春10月1日
条件	局長表彰を受けた者 （受賞後1年間空ける）	局長表彰を受けた者 （受賞後1年間空ける）	大臣表彰を受けた者。かつ、 優れた事績を有する者	大臣表彰を受けた者。かつ、 優れた事績を有する者	大臣表彰を受けた者。かつ、 顕著な功績を挙げた者
永年勤続功勞	責任事故なく、現業部門 の業務に現に従事する者	現業部門の業務に現に従 事する者	現場の第一線で業務（生業） に精励している者	現場の第一線で業務（生業） に精励している者	
年令①従事者	①50歳以上 ①45歳以上（現業職員）	①55歳以上			
基準①従事者	①25年以上（事業従事） ①15年以上（水先人） ①25年以上（水先人10年 ＋航海士・船長15年）	①37年以上（事業従事） ①20年以上（水先人15年 ＋航海士・船長5年） ＋航海士・船長15年	①20年以上（事業従事） ①20年以上（水先人15年 ＋航海士・船長5年） ＋航海士・船長15年		
事業（経営者）功勞	事業の経営責任者であつ て、その功績が顕著な者	事業の経営責任者であつ て、その功績が顕著な者	現場の第一線で業務（生業） に精励している者	現在活動中で、公衆の利益を顧し た者又は公同の事務に尽力した者	国家又は公共に対して功勞のある 者
年令①団休役員 ②事業役員	①50歳以上 ②50歳以上	①55歳以上 ②55歳以上			①70歳以上 ②70歳以上
基準①団休役員 ②事業役員	①15年以上（地区以上の 団休役員） ②30年以上（事業従事） ※うち事業役員歴8年 以上 ②18年以上（事業役員）	①12年以上（全国団休役 員） ①15年以上（ブロック団 休役員） ①17年以上（都道府県地 区団休役員） ②37年以上（事業従事） ※うち事業役員歴10年 以上 ②20年以上（事業役員） ※かつ、団休役員歴10 年以上	①10年以上（全国団休役員） ※かつ、会長歴1年以上又は副 会長歴概ね3年以上（要：会長 歴1年以上） ①15年以上（都道府県ブロック団 休役員） ※かつ、会長歴概ね3年以上又は 副会長歴概ね5年以上（要： 会長歴1年以上） ②15年（大手企業又は公共的企業 に従事） ※かつ、社長及び副社長歴概ね 3年以上 （取締役歴10年は不要） 他の模範となる事績を有する	①概ね20年以上（地区以上の団休 役員） ※うち次のいずれかか該当 i 全国団休役員歴（長を除く） 8年以上 ii 都道府県ブロック団休役員歴 （長を除く）10年以上 iii 全国団休の長歴4年以上 iv 都道府県ブロック団休の長歴 4年以上 v 地区団休の長歴概ね8年以上 （国交省では運用していない） ②経営者に関する基準年数（ペー スは20年）は社長及び副社長歴概ね ※かつ、社長及び副社長歴概ね 3年以上	

＜注1＞経営責任者とは専務（大臣表彰は社長）以上の役職をいう。＜注2＞団休役員とは理事以上は理事以上の役職をいい監事は含まない。＜注3＞事業役員とは常勤の取締役以上の役職をいう。